民法４ 債権総論

山本敬三 監修
栗田昌裕＝坂口 甲＝下村信江＝吉永一行

2018年12月発売／322頁／本体2100円＋税
A5判／並製

初級 学習 学部

詳細を見る

編集担当者から

“入門書”と言われるテキストを読もうとして，それでも挫折した経験はないでしょうか。知らない単語がなんの説明もなく使われていたり，前提とされているらしいことが，そもそもわからなかったり――。

本書は“テキストのイノベーション”を掲げ，「当たり前のことを省かない」「論理のステップを飛ばさない」ことを目標に，徹底した作り込みを図りました。文章構成・内容の取捨選択から，ことばの選び方や句読点の打ち方まで，それはもう，途方もない，大胆かつ細やかな議論を積み重ね，原稿の修正を繰り返しました。まさに監修者と著者４名の共作であり，そこにはなんらの妥協もない，渾身の全14章です。

ケースに基づく具体的な説明と，視覚からの理解を助ける豊富な図表，２色刷り。ひとりで読める，ぜんぶ読める，これぞ最良の入門書・ストゥディア民法全７巻の１冊目です。ぜひ実際に手にとって，最初の一文から読んでみてください。（I&O&N）

Point!

P これ，イノベーションなんで。

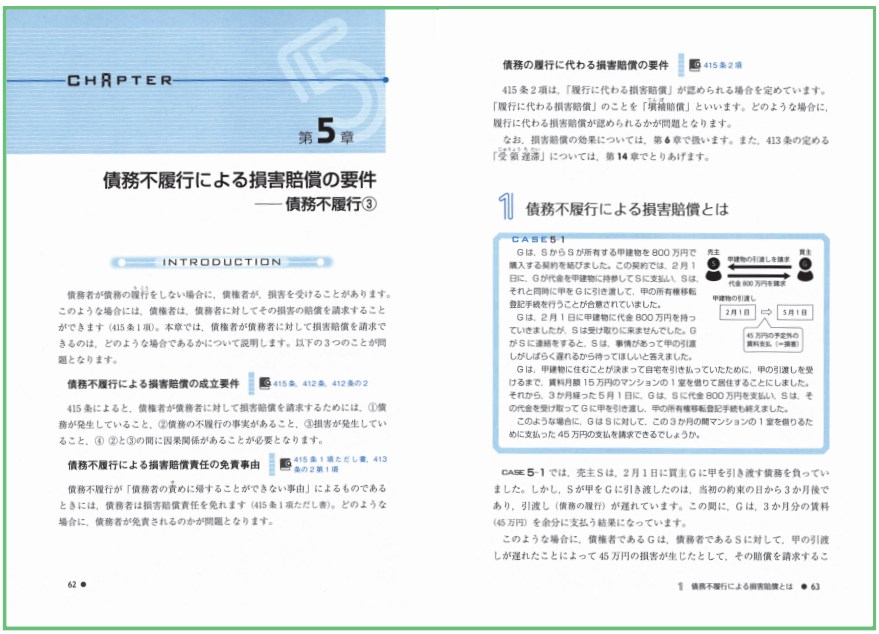
CHAPTER 第5章

債務不履行による損害賠償の要件
――債務不履行③

INTRODUCTION

債務者が債務の履行をしない場合に，債権者が，損害を受けることがあります。このような場合には，債権者は，債務者に対してその損害の賠償を請求することができます（415条1項）。本章では，債権者が債務者に対して損害賠償を請求できるのは，どのような場合であるかについて説明します。以下の3つのことが問題となります。

債務不履行による損害賠償の成立要件 415条，412条，412条の2

415条によると，債権者が債務者に対して損害賠償を請求するためには，①債務が発生していること，②債務の不履行の事実があること，③損害が発生していること，④ ②と③の間に因果関係があることが必要となります。

債務不履行による損害賠償責任の免責事由 415条1項ただし書，413条の2第1項

債務不履行が「債務者の責めに帰することができない事由」によるものであるときには，債務者は損害賠償責任を免れます（415条1項ただし書）。どのような場合に，債務者が免責されるのかが問題となります。

62●

債務の履行に代わる損害賠償の要件 415条2項

415条2項は，「履行に代わる損害賠償」が認められる場合を定めています。「履行に代わる損害賠償」のことを「填補賠償」といいます。どのような場合に，履行に代わる損害賠償が認められるかが問題となります。

なお，損害賠償の効果については，第6章で扱います。また，413条の定める「受領遅滞」については，第14章でとりあげます。

1 債務不履行による損害賠償とは

CASE 5-1

G は，S から S が所有する甲建物を800万円で購入する契約を結びました。この契約では，2月1日に，G が代金を甲建物に持参して S に支払い，S は，それと同時に甲を G に引き渡して，甲の所有権移転登記手続を行うことが合意されていました。

G は，2月1日に甲建物に代金800万円を持っていきましたが，S は受け取りに来ませんでした。G が S に連絡をすると，S は，事情があって甲の引渡しがしばらく遅れるから待ってほしいと答えました。

G は，甲建物に住むことが決まって自宅を引き払っていたために，甲の引渡しを受けるまで，賃料月額15万円のマンションの1室を借りて居住することにしました。それから，3か月経った5月1日に，G は，S に代金800万円を支払い，S は，その代金を受け取って G に甲を引き渡し，甲の所有権移転登記手続も終えました。

このような場合に，G は S に対して，この3か月の間マンションの1室を借りるために支払った45万円の支払を請求できるでしょうか。

CASE 5-1 では，売主 S は，2月1日に買主 G に甲を引き渡す債務を負っていました。しかし，S が甲を G に引き渡したのは，当初の約束の日から3か月後であり，引渡し（債務の履行）が遅れています。この間に，G は，3か月分の賃料（45万円）を余分に支払う結果になっています。

このような場合に，債権者である G は，債務者である S に対して，甲の引渡しが遅れたことによって45万円の損害が生じたとして，その賠償を請求するこ

1 債務不履行による損害賠償とは ● 63

ストゥディア民法（山本敬三監修・全７巻）

1 総則／2 物権／3 担保物権／4 債権総論／5 契約
6 事務管理・不当利得・不法行為／7 家族

※各巻の執筆者は小社ウェブサイトの本書のページをご確認ください。